

新型コロナウイルス感染症対策

「めぐろ・3S・アクション」

次々やります

新型コロナウイルス感染症への対策を、引き続き全力で行っていきます。

3S

● 備える（SONAERU）
感染拡大にしっかりと備えます

● 支える（SASAERU）
区民の暮らしをしっかりと支えます

● 進める（SUSUMERU）
新しい取り組みを着実に進めます

備える

PCR検査費用の助成

高齢者（65歳以上）と基礎疾患があるかたへ検査費用を助成します（先着800人程度）。
☎高齢者等検査受付専用ダイヤル（☎5722－7021）

進める

蛇口の自動水栓化を進めています

児童館、保育園、障害福祉施設などで、自動水栓化を進め、感染対策を強化しています。
☎子育て支援課児童館係（☎5722－9861）、
☎保育課保育係（☎5722－9865）、
☎障害施策推進課障害施設係（☎5722－9893）

備える

「新しい日常の中でのコミュニティ活動」リーフレットの配布

コミュニティ活動時の感染症対策などをまとめたリーフレットを、地区サービス事務所・住区センターなどで配布します。
☎南部地区サービス事務所地域コミュニティ支援係（☎3719－2091）

支える

ひとりぐらし等高齢者登録の新規登録者へのマスクの配布

11／1以降にひとりぐらし等高齢者登録をしたかたへ、不織布マスク(50枚入り)を、郵送で配布します。
※災害時要配慮者として配布を受けたかたは対象外
☎高齢福祉課在宅事業係（☎5722－9839）

進める

GIGAスクール構想※の実現に向けた情報端末整備

区立小・中学校で、情報端末を活用した授業の実施に向けて、2年度中に児童・生徒へ1人1台整備します。
☎学校ICT課学校ICT計画係（☎5722－9148）

※文部科学省が提唱する一人ひとりに合わせたICT環境整備

生活や経営をサポートするための支援

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている区民や事業者への支援を紹介します。利用には要件や期限などがあり、状況により期限などが延長される場合があります。詳細や最新の情報はホームページ（各コード）をご覧ください。

個人・世帯への支援			
さまざまな事情で経済的に困っている	生活や仕事探しなどの困りごとの相談（来所、電話）		☎めぐろくらしの相談窓口（総合庁舎本館2階） ☎5722－9370
失業や休業のために住居を失う恐れがある	住居確保給付金（原則3カ月の家賃を支給〈最長12カ月〉。限度額・収入などの要件あり）		☎福祉総合課くらしの相談係 ☎5722－9370
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金（無利子で20万円以内）・総合支援資金（無利子で単身世帯は月額15万円、2人以上世帯は月額20万円以内を3カ月以内）の特例貸付		☎目黒区社会福祉協議会 ☎3711－4995
	応急福祉資金の特例貸付（最低限の生活費などを無利子で30万円以内。収入などの要件あり）		☎生活福祉課相談支援係 ☎5722－9855
休業中に賃金（休業手当）が支払われなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（休業実績に応じて支給。1日当たりの限度額あり）		☎新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120－221－276
感染症の療養のために働くことができなかった	国民健康保険（①）または後期高齢者医療制度（②）に加入し、給与の支払いを受けているかたへの傷病手当金（支給対象日数の給与の3分の2。適用期限は3年3／31）	 ①  ②	☎①は国保年金課管理係 ☎5722－9809、 ☎②は東京都後期高齢者医療広域連合 ☎0570－086－519（IP電話は☎3222－4496）
収入減で保険料や住民税が払えない	国民年金保険料の減額・免除・猶予		☎国保年金課国民年金係 ☎5722－9814
	65歳以上の介護保険料の減額・免除・猶予		☎介護保険課介護保険資格・保険料係 ☎5722－9845
	住民税の減額・免除		☎税務課課税第二・三係 ☎5722－9820～5
	国民健康保険料（③）・後期高齢者医療保険料（④）の減額・免除	 ③  ④	☎③は国保年金課資格賦課係 ☎5722－9810、 ☎④は国保年金課後期高齢者医療係 ☎5722－9838
収入減で子どもの受験料や塾費用が払えない	住民税（⑤）・国民健康保険料（⑥）・後期高齢者医療保険料の猶予	 ⑤  ⑥	☎税務課徴収第一・二係 ☎5722－9829・9831
	受験生チャレンジ支援貸付事業の特例（中学3年生、高校3年生などが対象。無利子。限度額・収入などの要件あり）		☎福祉総合課くらしの相談係 ☎5722－9249

中小企業・小規模事業者への支援

事業や申請などの相談をお受けします
中小企業診断士による経営相談

事業の見直しや経営に関する相談を、専門家がお受けします。また、国や都の給付金の申請方法についての相談も受け付けています（予約制）。

相談場所 商工相談所（総合庁舎本館1階産業経済・消費生活課内）
申し込み・問い合わせ
☎電話で、産業経済・消費生活課経済・融資係（☎5722－9879・9880）へ

資金繰りに関する支援 ※その他、国や都の制度あり

☎産業経済・消費生活課経済・融資係（☎5722－9879・9880）

● 新型コロナウイルス対策緊急融資（5年間無利子で1,000万円以内の融資をあっせん。予約制）
● 新型コロナウイルス対策融資支援金（感染症対応融資〈全国制度〉利用の中小企業に給付）
● セーフティネット保証4号・5号認定、危機関連保証認定 ほか

経営などに関する支援

☎産業経済・消費生活課中小企業振興係（☎3711－1134）

● 雇用安定化助成金（雇用調整助成金〈国〉などの申請に要する社会保険労務士の代行費用を助成。限度額あり）
● 飲食店感染防止対策助成（換気設備やパーテーションの設置費用を助成。着工前に申請が必要。限度額あり）

感染症の影響による貸し付けなどの申請に必要な証明書（住民票の写し等）の発行手数料を無料にします
（申請時に申告が必要。コンビニ交付サービスは不可）

☎戸籍住民課住民記録証明係（☎5722－9795）

VEGETABLE OIL INK 環境にやさしい植物油インキを使用しています

R100 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用